

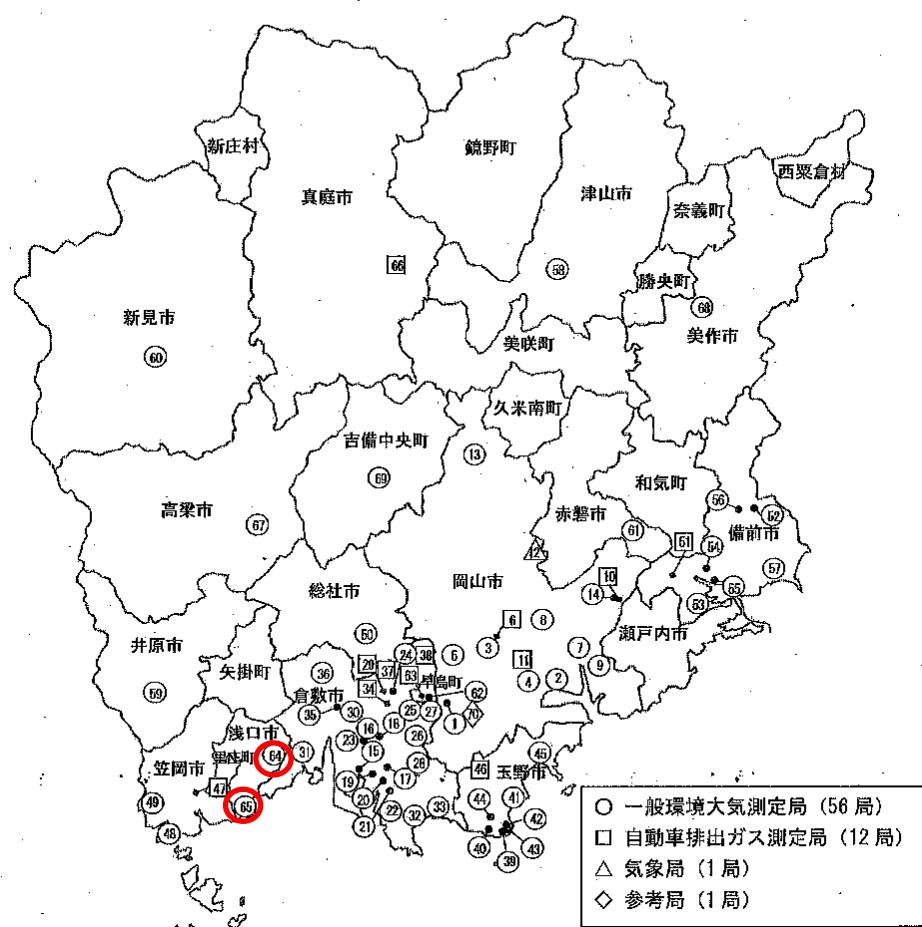
第3章 浅口市における環境の現状と課題

第1節 大気環境

岡山県では、大気汚染に係る環境基準が定められている二酸化硫黄 (SO₂)、一酸化炭素 (CO)、浮遊粒子状物質 (SPM)、光化学オキシダント (O_x) 及び二酸化窒素 (NO₂) の大気環境濃度等について、平成 29 年 4 月 1 日現在では 68 の環境大気測定局（以下、「測定局」という）で測定しています。（環境基準は資料編に掲載）

本市内においては、岡山県が設置している「金光局（下図 64）」で、「窒素酸化物」「光化学オキシダント」「浮遊粒子状物質」「風向・風速」の各項目が、「寄島局（下図 65）」で、「硫黄酸化物」「光化学オキシダント」「風向・風速」の各項目が連続測定されています。

以下、図 3-1-1 に上記の測定局の配置図を掲載しています。



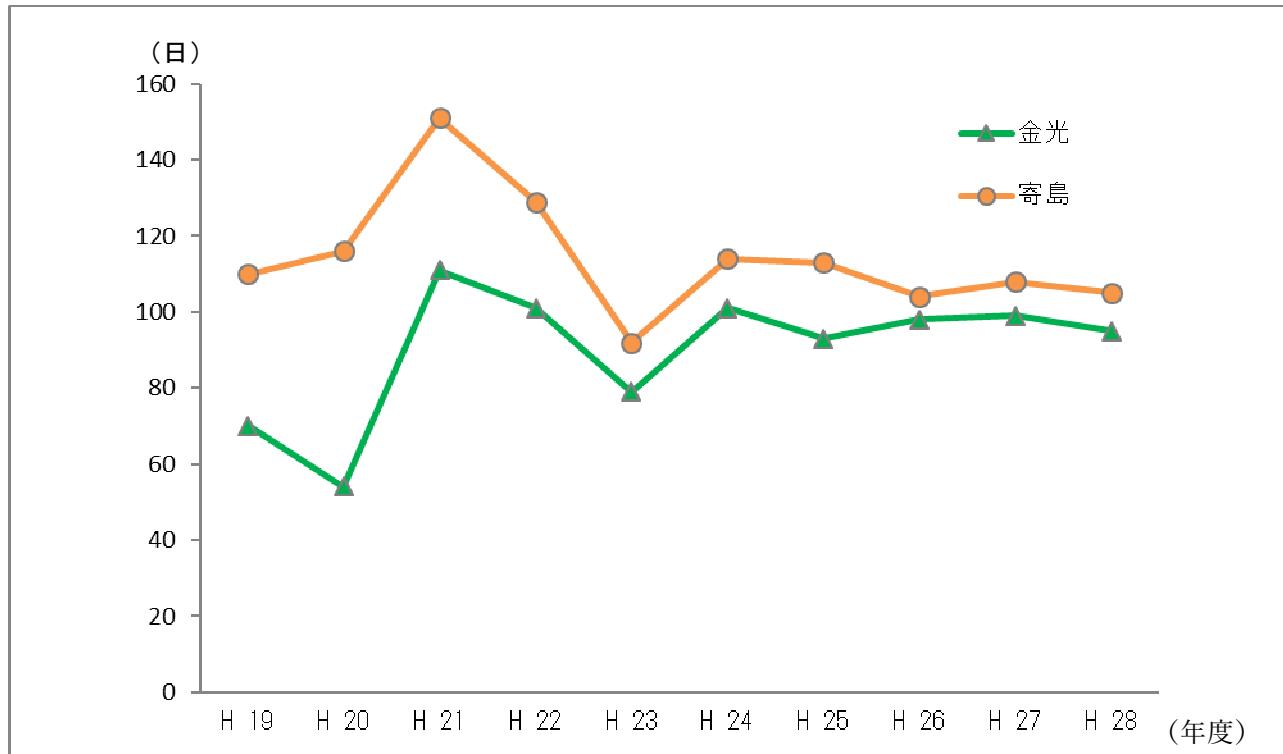
〔注〕 1. 岡山県環境白書資料（大気環境監視網・環境大気測定局）に加筆して作成。

図 3-1-1 岡山県内の大気汚染常時監視測定局（平成 29 年 4 月 1 日現在）

1 光化学オキシダント (O_x) 濃度の状況

昼間（5時～20時）の1時間値が0.06 ppmを超えた日数は、平成28年度の金光局で95日、同年度の寄島局で105日でした。

また、過去10年間（平成19年度～平成28年度）における推移は図3-1-2に示すとおりです。



資料：環境大気常時監視測定結果（岡山県）

図3-1-2 光化学オキシダントの推移（平成19年度～平成28年度）

光化学オキシダントについては、1時間値が0.12 ppmを超えた場合は、注意報や警報を発令しています。平成28年度では、注意報の発令が3回ありました。

また、平成28年度の金光局と寄島局はともに、光化学オキシダントの環境基準が未達成となっています。全国的の環境基準達成率は低い状況（平成28年度0.0%）で、本市も全国の他都市と同様の傾向にあります。

※光化学オキシダント：工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。

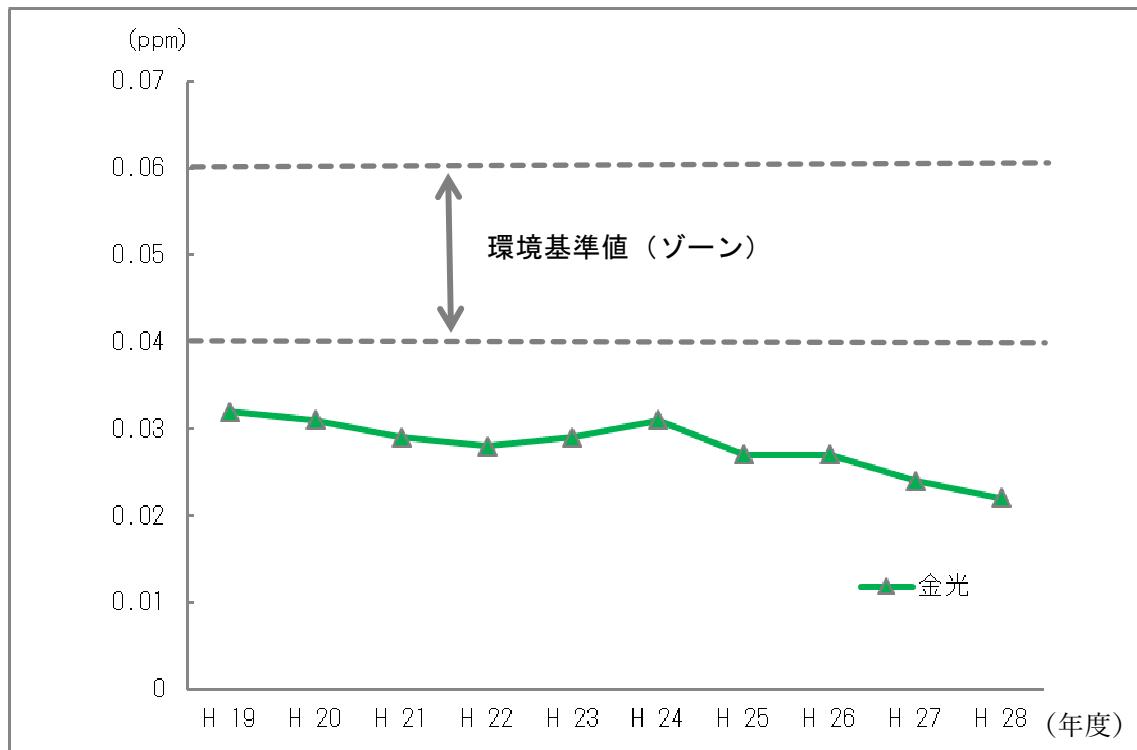
資料：平成29年度版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）より引用

2 二酸化窒素 (NO_2) 濃度の状況

平成 28 年度金光局では、二酸化窒素の日平均値の年間 98% 値が、0.022ppm で、環境基準ゾーン（日平均値の年間 98% 値が 0.04ppm から 0.06ppm）を下回っており、二酸化窒素の環境基準を達成しています。

過去 10 年間（平成 19 年度～平成 28 年度）の二酸化窒素の環境基準達成状況を測定局別にみると図 3-1-3 のとおりです。

本市内の測定結果は、過去 10 年間（平成 19 年度～平成 28 年度）で環境基準ゾーンを下回っています。



資料：環境大気常時監視測定結果（岡山県）

図 3-1-3 二酸化窒素の環境基準の達成状況（平成 19 年度～平成 28 年度）

※平成 21 年度まで測定が行われていた寄島局も金光局と同レベルの濃度であり、環境基準を十分達成していました。

※年間 98% 値：1 年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く）を、1 年間での最低値を第 1 番目として、値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方（最低値）から数えて 98% 目に該当する日平均値。

例えば、365 個の日平均値がある場合は、98% 値は、低い方から数えて 98% 目に該当する第 358 番目の日平均値。逆に、高い方（最高値）から数えると、最高値から数えて 2% 目の 7 番目までを除いた第 8 番目の日平均値が 98% 値である。二酸化窒素の環境基準への適合について長期的な評価を行う際に使用している。

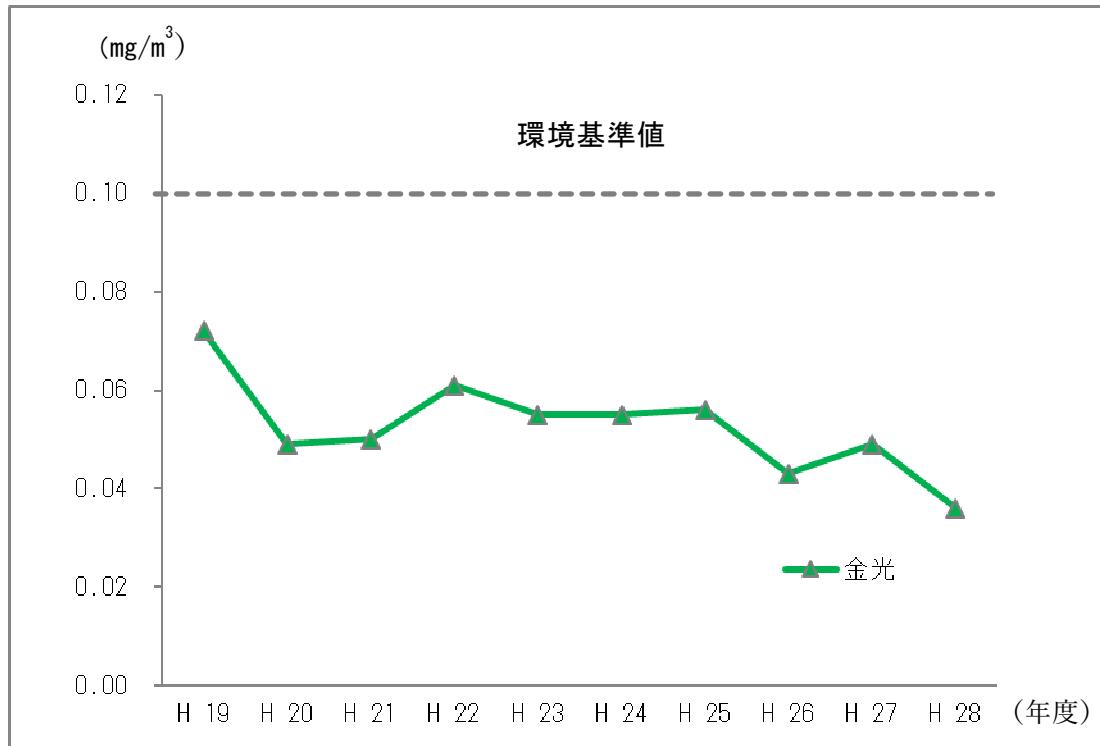
資料：中央環境審議会大気環境部会微小粒子状物質環境基準専門委員会（第 1 回）配付資料

3 浮遊粒子状物質（SPM）濃度の状況

平成 28 年度金光局では、浮遊粒子状物質の日平均値の 2 %除外値が、 $0.036\text{mg}/\text{m}^3$ で、環境基準値（日平均値の 2 %除外値が $0.10\text{ mg}/\text{m}^3$ ）を下回っています。

過去 10 年間（平成 19 年度～平成 28 年度）の浮遊粒子状物質の環境基準達成状況を測定局別にみると図 3-1-4 のとおりです。

本市内の測定結果は、過去 10 年間（平成 19 年度～平成 28 年度）で環境基準値を下回っています。



〔注〕1. 寄島局は、平成 20 年度以降、浮遊粒子状物質の測定がされていません。

資料：環境大気常時監視測定結果（岡山県）

図 3-1-4 浮遊粒子状物質の環境基準の達成状況（平成 19 年度～平成 28 年度）

※平成 20 年度まで測定が行われていた寄島局も金光局と同レベルの濃度であり、環境基準を十分達成していました。

※ 2 %除外値：2 %除外値は、1 年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く）を、1 年間での最高値を第 1 番目として、値の高い方から低い方に順（降順）に並べたとき、高い方（最高値）から数えて 2 %分の日数に 1 を加えた番号に該当する日平均値。

例えば、365 個の日平均値がある場合は、高い方から数えて 2 %目に該当する 7 に 1 を加えた第 8 番目の日平均値が、2 %除外値となる。

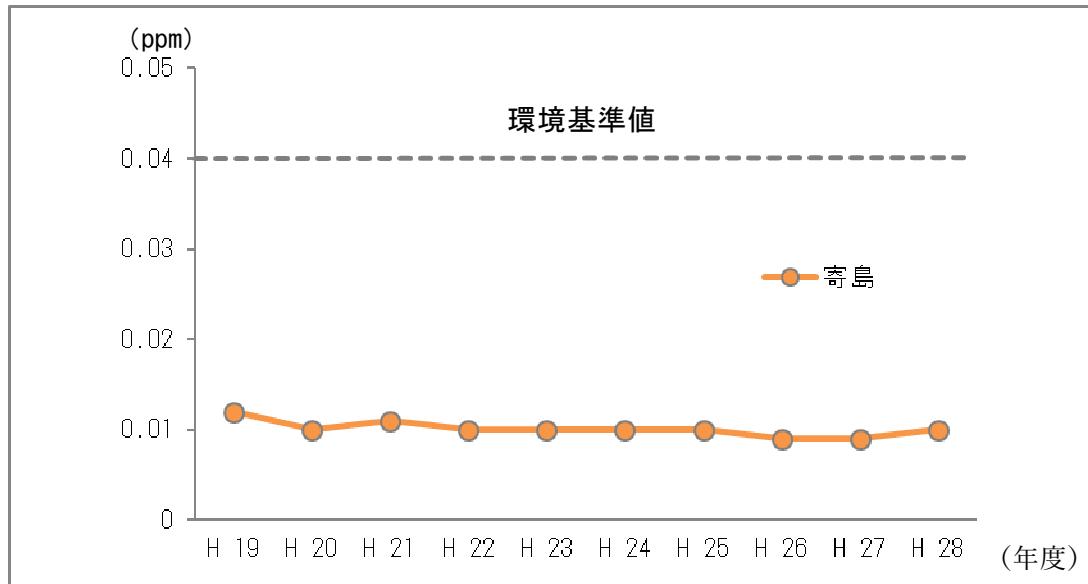
資料：中央環境審議会大気環境部会微小粒子状物質環境基準専門委員会（第 1 回）配付資料

4 二酸化硫黄 (SO₂) 濃度の状況

平成 28 年度寄島局では、二酸化硫黄の日平均値の 2 %除外値が、0.010ppm で、環境基準値（日平均値の 2 %除外値が 0.04ppm）を下回っています。

過去 10 年間（平成 19 年度～平成 28 年度）の二酸化硫黄の環境基準達成状況を測定局別にみると図 3-1-5 のとおりです。

本市内の測定結果は、過去 10 年間（平成 19 年度～平成 28 年度）で環境基準値を下回っています。



〔注〕1. 金光局は、平成 15 年度以降、二酸化硫黄の測定がされていません。

資料：環境大気常時監視測定結果（岡山県）

図 3-1-5 二酸化硫黄の環境基準の達成状況（平成 19 年度～平成 28 年度）

※ 2 %除外値：2 %除外値は、1 年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く）を、1 年間での最高値を第 1 番目として、値の高い方から低い方に順（降順）に並べたとき、高い方（最高値）から数えて 2 %分の日数に 1 を加えた番号に該当する日平均値。
例えば、365 個の日平均値がある場合は、高い方から数えて 2 %目に該当する 7 に 1 を加えた第 8 番目の日平均値が、2 %除外値となる。

資料：中央環境審議会大気環境部会微小粒子状物質環境基準専門委員会（第 1 回）配付資料

第2節 水環境

1 公共用水域水質測定地点

本市周辺では、里見川及びその支川や本市周辺の海域（水島地先、備讃瀬戸海域）で、岡山県及び本市が水質測定を行っています。水質測定地点のうち岡山県公共用水域水質測定地点は図3-2-1のとおりです。



資料：平成 22 年度公共用水域水質測定結果（岡山県）

図 3-2-1 浅口市及びその周辺の公共用水域水質測定地点

2 水質汚濁に関する環境基準

水質汚濁に係る環境基準には、「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」（資料編に掲載）と「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」（表 3-2-1、3-2-2）があり、前者はすべての公共用海域に適用されますが、後者は水域ごとに基準値が適用されています。また、後者は、河川、湖沼及び海域の別に、基準値が設定されています。

図 3-2-1 のうち里見川は河川D類型に指定されています。また、水島地先海域（乙）及び備讃瀬戸海域は、ともに海域A類型及びII類型に、水島地先海域（甲）は海域B類型及びII類型に指定されています。

表 3-2-1 水質汚濁に係る環境基準（河川の抜粋）

類型	利用目的の適応性	BOD
AA	水道1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	1 mg/L 以下
A	水道2級水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	2 mg/L 以下
B	水道3級水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	3 mg/L 以下
C	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	5 mg/L 以下
D	工業用水2級農業用水及びEの欄に掲げるもの	8 mg/L 以下
E	工業用水3級環境保全	10 mg/L 以下

- 〔注〕 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

※BOD（生物化学的酸素要求量）：生物化学的酸素要求量。水中の有機物を微生物が分解した際に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多くなると高い数値を示す。

新岡山県環境基本計画 エコビジョン2020 資料編より引用

表 3-2-2 (1) 水質汚濁に係る環境基準（海域の抜粋）

類型	利用目的の適応性	COD
A	水産1級水浴自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	2 mg/L 以下
B	水産2級工業用水及びCの欄に掲げるもの	3 mg/L 以下
C	環境保全	8 mg/L 以下

- [注] 1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
 2. 水産1級: マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級: ボラ、ノリ等の水産生物用
 3. 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

表 3-2-2 (2) 水質汚濁に係る環境基準（海域の抜粋）

類型	水域の利用目的等	T-N	T-P
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
II	水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
IV	水産3種工業用水生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

- [注] 1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
 2. 水産1種: 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種: 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種: 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3. 生物生息環境保全: 年間を通して底生生物が生息できる限度

※COD（化学的酸素要求量）: 化学的酸素要求量。水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多くなると高い数値を示す。

新岡山県環境基本計画 エコビジョン 2020 資料編より引用。

※T-N（総窒素）: 水中の窒素の総量で窒素ガス(N₂)として溶存している窒素は含まれていません。富栄養化の指標としては、総窒素がもっともよく使われ、富栄養と貧栄養の限界値は0.15～0.20 mg/L程度とされています。

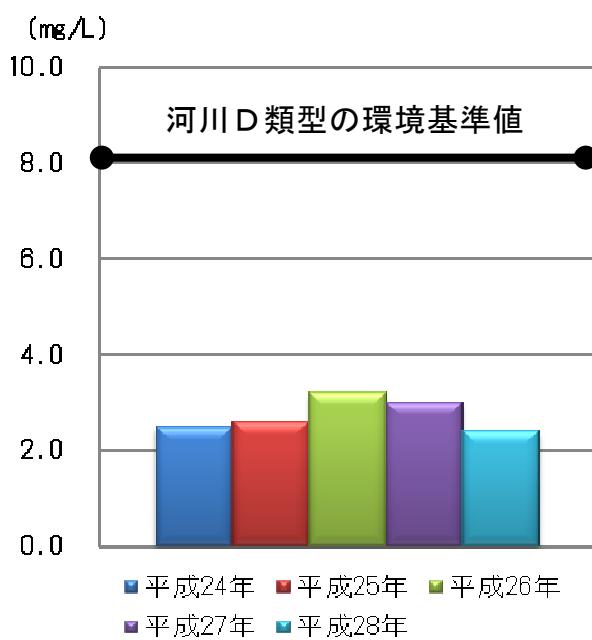
※T-P（総りん）: 水中のすべてのリン化合物を定量したものの、富栄養化の目安としては、0.02 mg/L程度とされています。

国土交通省 北陸地方整備局 水質用語解説より引用。

3 河川の状況

本市内の河川では、里見川が河川D類型の指定を受けており、岡山県において常時監視されています。

平成24年度～平成28年度において、水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境項目の汚れの指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)については、環境基準値を下回っています(図3-2-2)。また、岡山県内の公共用水域測定において、近年、健康項目が環境基準を超過した事例はありません。(環境基準は資料編に掲載)



資料：平成24年度～平成28年度公共用水域水質測定結果(岡山県)
図3-2-2 里見川におけるBOD(75%値[※])の推移

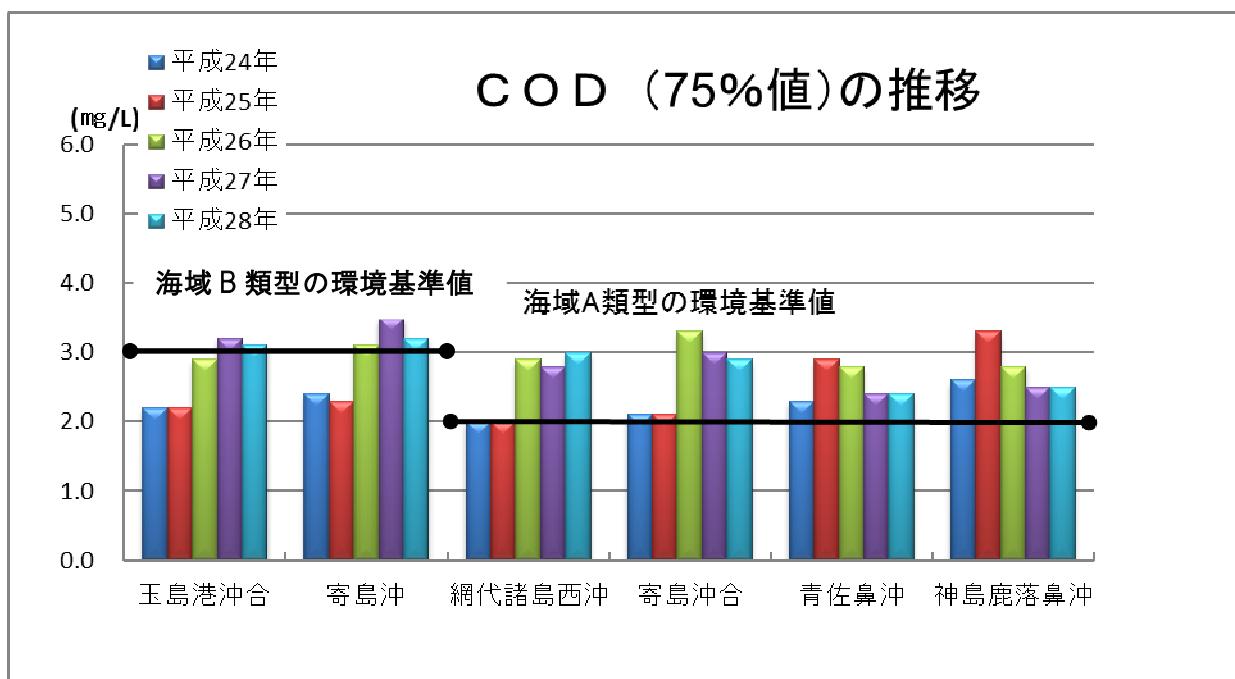
※75%値：毎月の日平均値(12個のデータ)を、濃度が低い順に並べた9番目の値のことを示す。BOD(河川に適用)やCOD(海域や湖沼に適用)の環境基準への適合状況は75%値で評価される。

4 海域の状況

海域の岡山県公共用水域測定地点の位置を図 3-2-1 に、海域の代表的な汚濁の指標とされる COD (化学的酸素要求量: 海域と湖沼に適応) の環境基準を表 3-2-2 に、測定結果を図 3-2-3 に示します。また、岡山県内の公共用水域測定において、近年、健康項目が環境基準を超過した事例はありません。(環境基準は資料編に掲載)

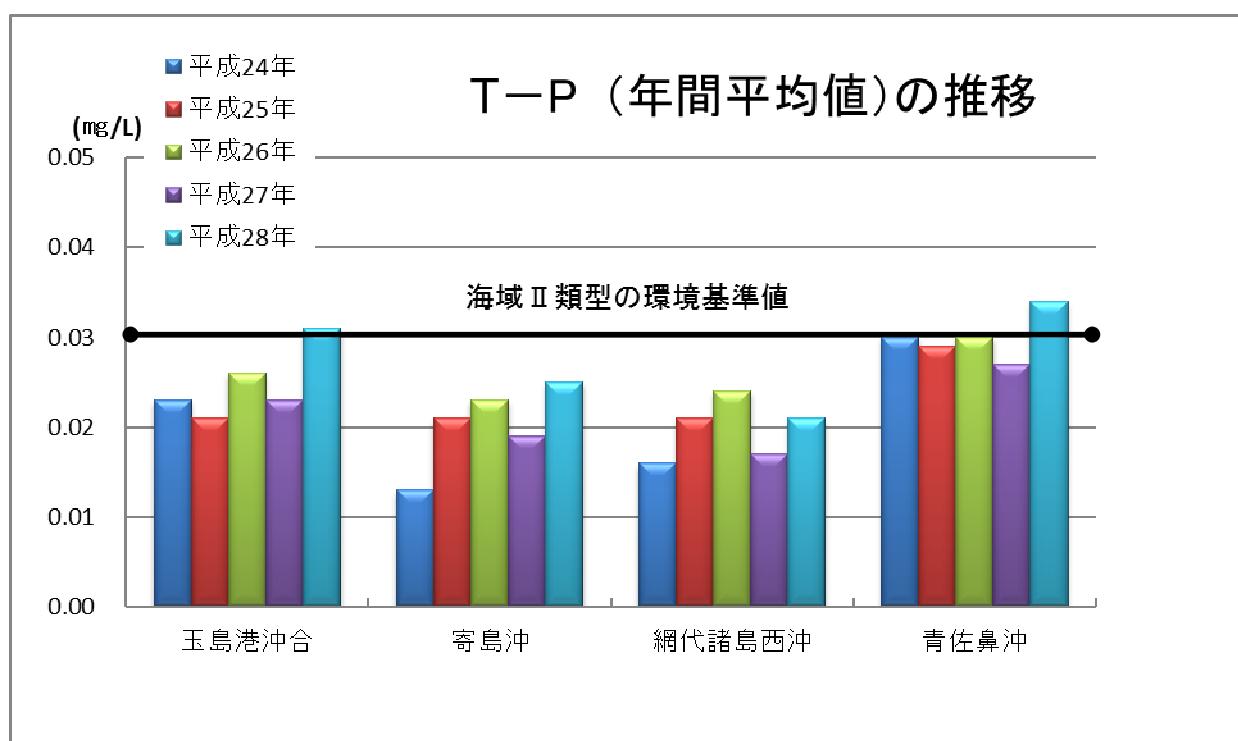
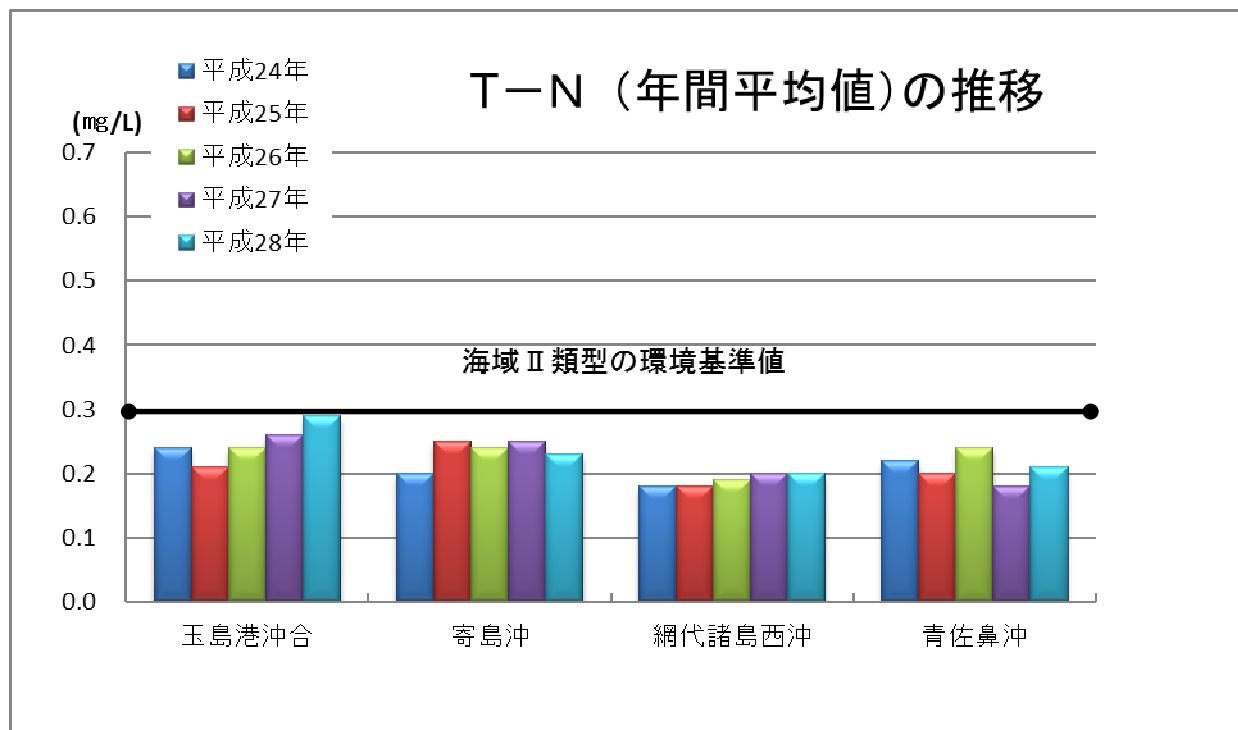
生活環境項目については、本市周辺の海域の COD (化学的酸素要求量)、T-N (全窒素) 及び T-P (全りん) の過去 5 年間の推移は図 3-2-3 及び図 3-2-4 のとおりです。また、各地点の COD については、B 類型に指定されている地点では概ね環境基準値を満足する水質を示していますが、A 類型に指定されている地点で環境基準値をやや超過しています。

各地点の T-N 及び T-P については、平成 28 年に T-P が海域 II 類型の環境基準値をやや超過しているものの、概ね良好な水質が維持されていると考えられます。



資料：平成 24 年度～平成 28 年度公共用水域水質測定結果（岡山県）
図 3-2-3 浅口市周辺海域の COD の推移

※75%値：毎月の日平均値（12 個のデータ）を、濃度が低い順に並べた 9 番目の値のことを示す。BOD（河川に適用）や COD（海域や湖沼に適用）の環境基準への適合状況は 75% 値で評価される



[注]1. 神島鹿落鼻沖は、平成 19 年度からT-N(全窒素)及びT-P(全りん)の測定が実施されていません。

資料：平成 24 年度～平成 28 年度公共用水域水質測定結果（岡山県）

図 3-2-4 浅口市周辺海域のT-NとT-Pの推移

第3節 騒音・振動及び悪臭

1 騒音

(1) 道路に面する地域における騒音の調査結果

本市内では、一般国道2号沿道（金光町大谷及び鴨方町六条院中）において、道路に面する地域の騒音が測定されており、直近5年間（平成24年度～平成28年度）の結果を表3-3-1に示します。

平成28年度の測定結果を見ると、昼間70dB、夜間71dBであり、環境基準（夜間65dB以下）を満たしていませんでした。

騒音レベルの経年変化を直近5年間について見ると、昼間では平成25年度以降で環境基準をかろうじて満足しているものの、夜間では直近5年間はすべての年度で基準を超過しています。

表 3-3-1 浅口市内における道路に面する地域における騒音の調査結果

測定場所	等価騒音レベル(dB)						環境基準値
	時間区分	H24	H25	H26	H27	H28	
一般国道2号沿道 (浅口市金光町大谷)	昼間	73	70	70	70	70	70dB以下
	夜間	73	71	71	71	71	65dB以下

資料：平成24年度～平成28年度 岡山県環境白書

- 〔注〕 1. 測定地点には「幹線交通を担う道路に近接する空間」の環境基準値が適用される。
2. 「昼間」は午前6時～午後10時までの間を、「夜間」は午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。
3. 測定地点の変更に伴い、平成25年度以降は浅口市鴨方町六条院中の数値を使用。

(2) 新幹線鉄道騒音の調査結果

本市鴨方町地頭上において、新幹線鉄道騒音が測定されており、直近5年間（平成24年度～平成28年度）の測定結果を表3-3-2に示します。過去5年間の測定結果ではいずれも環境基準を超過する騒音レベルでした。

表 3-3-2 浅口市内における新幹線鉄道騒音の調査結果

測定場所	騒音レベル(dB)					環境基準値
	H24	H25	H26	H27	H28	
浅口市鴨方町地頭上 (25m地点)	74	76	76	77	76	70dB 以下

資料：平成24年度～平成28年度 岡山県環境白書

- [注] 1. 測定地点には「地域の類型I」の環境基準値(資料編に記載)が適用される。
 2. 騒音レベルは、上下列車合わせて連続して通過する20本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読みとり、そのピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均したものである。

(3) 騒音の苦情件数

直近3年間（平成26年度～平成28年度）に全国の地方公共団体の苦情相談窓口で新規に寄せられた騒音に係る公害苦情件数を表3-3-3に示しています。本市では、直近3年間に寄せられた苦情はありませんでした。

表 3-3-3 全国の地方公共団体の苦情相談窓口で新規に寄せられた騒音に係る苦情件数

年度	騒音に係る公害苦情件数(件)		
	全国	岡山県	浅口市
平成26年	17,202	205	0
平成27年	16,574	193	0
平成28年	16,016	177	0

資料：浅口市資料、公害苦情調査（総務省）

2 振動

(1) 新幹線鉄道振動の調査結果

新幹線鉄道振動に係る指針では、70dB を超える地域について緊急に振動源及び障害防止対策を講じることとされています。

本市鴨方町地頭上において、新幹線鉄道振動が測定されており、直近5年間（平成24年度～平成28年度）の測定結果を表3-3-4に示します。

表 3-3-4 浅口市内における新幹線鉄道振動の調査結果

測定場所	振動レベル(dB)					振動感覚閾値
	H24	H25	H26	H27	H28	
浅口市鴨方町地頭上 (25m 地点)	53	59	55	60	60	55dB

資料：平成24年度～平成28年度 岡山県環境白書

※振動感覚閾値：人間が振動を感じない境の値。

資料：新・公害防止の技術と法規2006 騒音・振動編

(2) 振動の苦情件数

直近3年間（平成26年度～平成28年度）に全国の地方公共団体の苦情相談窓口で新規に寄せられた振動に係る公害苦情件数を表3-3-5に示しています。本市では、直近3年間の振動に関する苦情はありませんでした。

表 3-3-5 全国の地方公共団体の苦情相談窓口に新規に寄せられた振動に係る苦情件数

年度	振動に係る公害苦情件数(件)		
	全国	岡山県	浅口市
平成26年	1,830	26	0
平成27年	1,663	19	0
平成28年	1,866	25	0

資料：浅口市資料、公害苦情調査（総務省）

3 悪臭

本市では、特定悪臭物質濃度規制に係る規制地域の第1種区域に旧金光町の用途地域が指定されており、それ以外の全市域は第2種区域に指定されています。

直近3年間（平成26年度～平成28年度）に全国の地方公共団体の苦情相談窓口で新規に寄せられた悪臭に係る公害苦情件数を表3-3-6に示しています。本市では、直近3年間に寄せられた苦情は1件でした。

表 3-3-6 全国の地方公共団体の苦情相談窓口に新規に寄せられた悪臭に係る苦情件数

年度	悪臭に係る公害苦情件数(件)		
	全国	岡山県	浅口市
平成26年	9,962	120	0
平成27年	9,897	109	1
平成28年	9,620	121	0

資料：浅口市資料、公害苦情調査（総務省）

第4節 土壤汚染

本市内には、平成29年3月末現在において、土壤汚染対策法に基づく、「要措置区域」及び「形質変更時届出区域」の指定はありません。（要措置区域の指定に係る基準は資料編に掲載）

第5節 地下水汚染

本市内では、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、岡山県が地下水の水質調査を行っています。

平成28年度に本市内において、概況調査1箇所で調査した結果、全ての項目で環境基準を満たしていました。

平成24年度～平成28年度では、平成24年度に1項目で環境基準を超過しましたが、その他の項目については環境基準を達成しています。

第6節 ダイオキシン類

ダイオキシン類については、岡山県による調査が毎年行われています。本市内で過去5年（平成24年度～平成28年度）に実地された環境中のダイオキシン類による汚染状況の調査結果は、いずれも環境基準値に適合しています（表3-6-1～3）。

表3-6-1 浅口市内におけるダイオキシン類環境調査の環境媒体別の調査地点数

環境媒体		調査年度				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
公共用水域水質	河川	1	1	1	1	1
	海域	1	0	1	0	1
公共用水域底質	河川	1	1	1	1	1
	海域	1	0	1	0	1
地下水質		0	1	0	1	0
土壤		0	1	0	1	0

資料：ダイオキシン類環境調査結果（岡山県）

表3-6-2 浅口市内におけるダイオキシン類環境調査の調査結果（1）（平成24年度～平成28年度）

環境媒体		調査地点数	平均値	濃度範囲	単位	環境基準
公共用水域水質	河川	5	0.1594	0.091～0.35	pg-TEQ/L	1以下
	海域	3	0.0627	0.059～0.069		
公共用水域底質	河川	5	0.1302	0.077～0.25	pg-TEQ/g	150以下
	海域	3	5.5333	4.3～6.3		
地下水質		2	0.0240	0.019～0.029	pg-TEQ/L	1以下
土壤		2	0.0059	0.00076～0.011	pg-TEQ/g	1,000以下

[注] 1. TEQは、毒性当量を示す。

2. 濃度範囲の数値は、各地点の年1回の調査結果である。

資料：ダイオキシン類環境調査結果（岡山県）

表3-6-3 浅口市内におけるダイオキシン類環境調査の調査結果（2）（平成24年度～平成28年度）

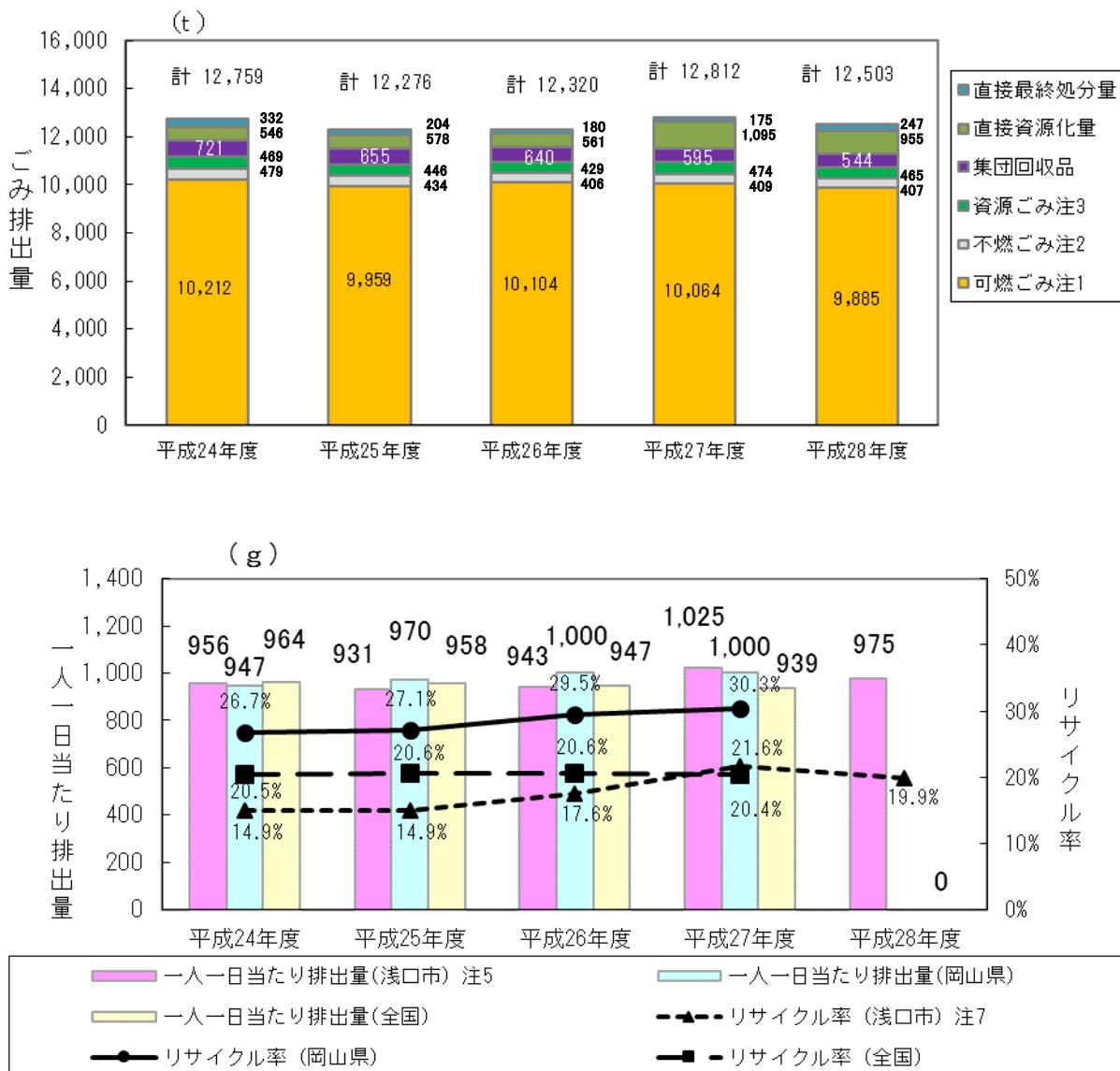
環境媒体	評価
公共用水域水質（河川、海域）	調査地点8地点すべてにおいて環境基準を達成した。
公共用水域底質（河川、海域）	調査地点8地点すべてにおいて環境基準を達成した。
地下水質	調査地点2地点すべてにおいて環境基準を達成した。
土壤	調査地点2地点すべてにおいて環境基準を達成した。

第7節 ごみと資源化

平成28年度の本市のごみ総排出量は12,503tで、内訳は可燃ごみが9,885t、不燃ごみが407t、資源ごみが465t、集団回収品が544tとなっています（図3-7-1、表3-7-1）。

平成24年度以降平成28年度まで、ごみの総排出量はほぼ横ばいで、全国のデータと比較した本市の1人1日当たり排出量は全国及び岡山県と同程度となっています。

リサイクル率については、岡山県を下回っていますが、全国と同程度となっています。



資料：環境省一般廃棄物処理事業実態調査、平成28年度は浅口市資料

図3-7-1 ごみの排出量とリサイクル率の推移

表 3-7-1 ごみの排出量とリサイクル率の推移

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
浅口市の人口(人)		36,570	36,121	35,779	34,256	35,143
ごみ量 (t)	① 可燃ごみ ^{注1}	10,212	9,959	10,104	10,064	9,885
	② 不燃ごみ ^{注2}	479	434	406	409	407
	③ 資源ごみ ^{注3}	469	446	429	474	465
	④ 集団回収品	721	655	640	595	544
	⑤ 直接資源化量	546	578	561	1,095	955
	⑥ 直接最終処分量	332	204	180	175	247
	A ごみ総排出量 ^{注4}	12,759	12,276	12,320	12,812	12,503
一人一日当たり排出量 (g)	一人一日当たり排出量(浅口市) ^{注5}	956	931	943	1,025	975
	一人一日当たり排出量(岡山県)	947	970	1,000	1,000	—
	一人一日当たり排出量(全国)	964	958	947	939	—
資源化量 (t)	③ 資源ごみ(再掲載) ^{注3}	469	446	429	474	465
	④ 集団回収品(再掲載)	721	655	640	595	544
	⑤ 直接資源化量(再掲載)	546	578	561	1,095	955
	⑦ 資源ごみ (焼却処理)	5	7	407	469	407
	⑧ 資源ごみ (資源化等を行う施設を除く中間処理施設)	163	147	136	134	113
	B 資源化量の合計 ^{注6}	1,904	1,833	2,173	2,767	2,484
	リサイクル率	リサイクル率(浅口市) ^{注7}	14.9%	14.9%	17.6%	21.6%
	リサイクル率(岡山県)	26.7%	27.1%	29.5%	30.3%	—
	リサイクル率(全国)	20.5%	20.6%	20.6%	20.4%	—

資料：環境省一般廃棄物処理事業実態調査、平成28年度は浅口市資料

- [注] 1. 表中の「可燃ごみ」の量は、「焼却処理されたごみの処理量」を示し、「可燃ごみ」として収集されたごみの量とは異なる。
 2. 表中の「不燃ごみ」の量は、「資源化等を行う施設を除く中間処理施設で処理されたごみの処理量」を示し、「不燃ごみ」として収集されたごみの量とは異なる。
 3. 表中の「資源ごみ」の量は、「資源化等を行う施設で処理されたごみの処理量」を示し、「資源ごみ」として収集されたごみの量とは異なる。
 4. ごみ総排出量=①+②+③+④+⑤+⑥
 5. 一人一日当たりの排出量(浅口市)={(ごみ総排出量÷浅口市の人口)[t/人]×10⁶[g/t]}÷365(日)
 6. 資源化量の合計=③+④+⑤+⑦+⑧
 7. リサイクル率=(B÷A)×100

第8節 自然環境

1 自然公園

本市では、寄島町にある海岸部の多くが瀬戸内海国立公園に指定されています。瀬戸内海国立公園は、昭和9年（1934年）に雲仙や霧島とともに我が国で最初に国立公園の1つとして指定されました。^{きたん}紀淡、鳴門、関門、豊予の四つの海峡に区切られた面積の広い海域が公園区域として指定されており、陸域・海域を含めると日本一広大な国立公園です。瀬戸内海国立公園の最大の特色は、大小1,000あまりに及ぶ島々で形成された内海多島海景観です。また、瀬戸内海一帯は古くから人と自然が共存してきた地域であり、島々の段々畑や古い港町の家並などの人文景観が特徴となっています。

干拓により本土と陸続きになった「寄島」は全体が瀬戸内海国立公園に指定されており、なかでも南側は特に優れた景観を有しているため第2種特別地域になっています。

※第2種特別地域：良好な自然状態を保持している地域で、農林漁業との調和を図りながら自然景観の保護に努めることが必要な地域。

2 自然景観資源

「第3回自然環境保全基礎調査」（環境省）では、地形に係る自然景観資源として、寄島町東安倉にある「不動滝」が挙げられています。

3 動植物

（1）希少な動植物

本市では、岡山県版レッドデータブック2009（以降、岡山県RDBと略す。）に記載されている多くの種が確認されています（資料編に掲載）。それの中でも、鳥類のヘラシギ、両生類のカスミサンショウウオとナゴヤダルマガエル、昆虫類のオオウラギンヒョウモン、ヒョウモンモドキ、ヒメヒカゲ、植物のアッケシソウ、マルバオモダカ、イトクズモ、エヒメアヤメは岡山県RDBにおいて絶滅危惧I類（絶滅の危機に瀕している種）に指定されており、さらにヒョウモンモドキは種の保存法の指定種に、エヒメアヤメは岡山県希少野生動植物保護条例の指定種、自然公園法による瀬戸内海国立公園の指定植物になっています。また、絶滅危惧I類ではありませんが、鳥類のオオタカも種の保存法の指定種になっています。アッケシソウは塩分濃度が高い干潟や塩田跡地などに生育している植物で、本市が本州で唯一の自生地（自然の状態で生息・生育している場所）になっています。生育地は市指定の天然記念物になっており、地域住民が中心となって保護活動を行っています。しかしながら、例えばアッケシソウは人の手でヨシなどを取り除くといった保護活動を続けないと絶滅してしまうおそれがあるように、希少種が生息し続けるためには、絶えず種自体の保護活動と生

息地の維持管理をする必要があります。

※レッドデータブック：絶滅などの恐れのある野生生物種をリストアップし、その生息状況を解説した資料。

※種の保存法：正式には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」といい、国内外の絶滅のおそれのある野生生物を保護するために、平成5年4月に施行された法律。

※岡山県希少野生動植物保護条例：県、市町村、県民及び事業者が一体となって希少野生動植物の保護を図ることにより、生物の多様性の保全に寄与することを目的として策定された条例。

※自然公園法：優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として策定された法律。

（2）鳥獣による被害

本市では、鳥獣による農林水産業等に係る被害が発生しています。鳥獣害を引き起こしている主な動物は、イノシシ（主な被害品目：水稻、イモ、ニンジン、ダイコン、モモ、カキ）、ハシブトガラス（主な被害品目：モモ、カキ、ナシ）、スズメ（主な被害品目：水稻）、ヌートリア（主な被害品目：水稻）です。平成26年度～平成28年度における農林水産業への被害状況を見ると、これらの鳥獣による被害金額は毎年約200万～300万円（平均約2,774千円）、被害面積は約1～6ha（平均約4.1ha）に上ります（表3-8-1）。

表 3-8-1 浅口市における主な鳥獣害による被害の状況

鳥獣の種類	被害の現状				
	平成26年度		平成27年度		平成28年度
イノシシ	726千円	0.59ha	749千円	0.61ha	1,039千円 0.36ha
ハシブトガラス	1,864千円	0.70ha	1,385千円	4.86ha	978千円 3.42ha
スズメ	8千円	0.01ha	4千円	0.01ha	135千円 0.46ha
ヌートリア	462千円	0.43ha	186千円	0.17ha	786千円 0.75ha
合 計	3,060千円	1.73ha	2,324千円	5.65ha	2,938千円 4.99ha

資料：浅口市鳥獣被害防止計画実施報告書

鳥獣害を起こしている動物の駆除は、猟友会の構成員で組織されている有害鳥獣駆除班が旧町ごとに行っています。しかし、有害鳥獣駆除班員が高齢化により減少しており、一人ひとりの負担が著しく増え、駆除しきれない地域が増えています。また、旧町の境を越えて駆除活動がなされていないため、駆除の効率や実績に偏りが生じています。

鳥獣害からの被害を防ぐ方法として防護柵を設置する取り組みも行われており、本市はイノシシの侵入防止に有効な柵に対して補助金を交付しています。しかし農業者には被害防止には捕獲が最善という意識があり、防護柵の設置には消極的です。また、防護柵の補助には延長要件があり、個人で設置する場合は要件を満たさない多いため、共同での設置を進める必要があります。

第9節 地球温暖化

1 岡山県における年平均気温の推移

岡山地方気象台における年平均気温の推移を、1896年～2016年について示すと図3-9-1のとおりです。図には、各年の観測値に加え、変動傾向をわかりやすく示すために5年ごとの移動平均値を示しています。

岡山地方気象台の移動平均値をみると、120年で14.7°C程度から16.6°C程度まで、平均気温が1.9°C上昇しています。

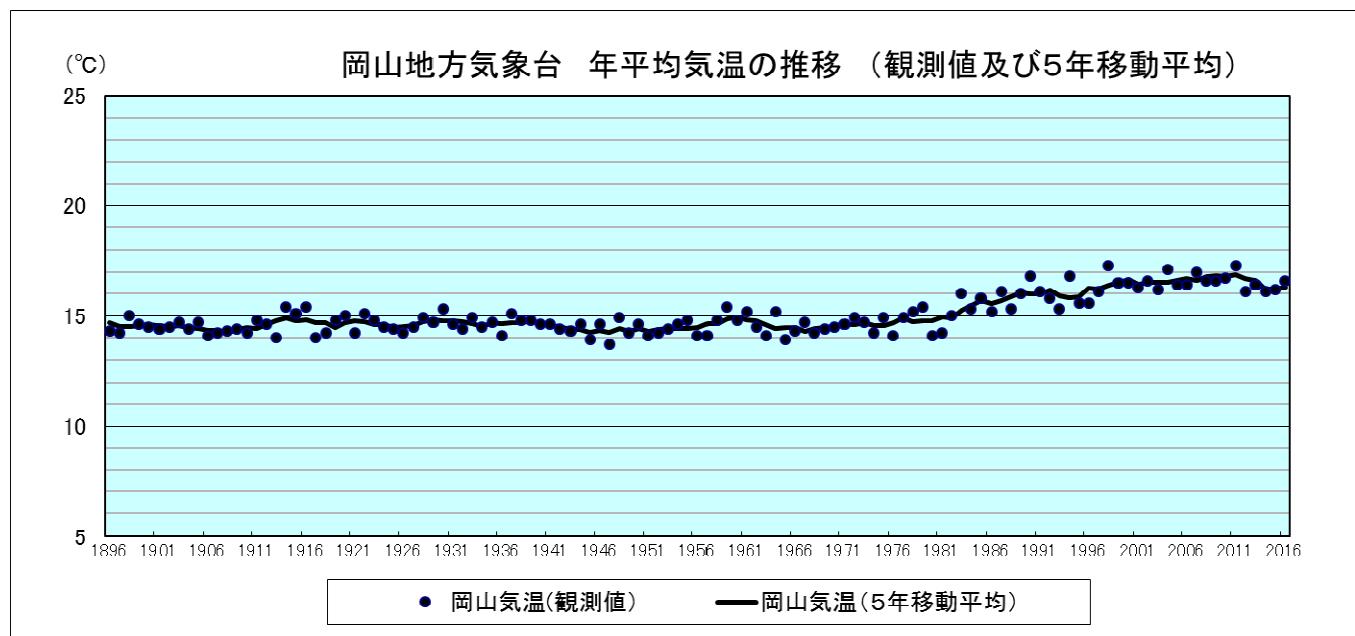
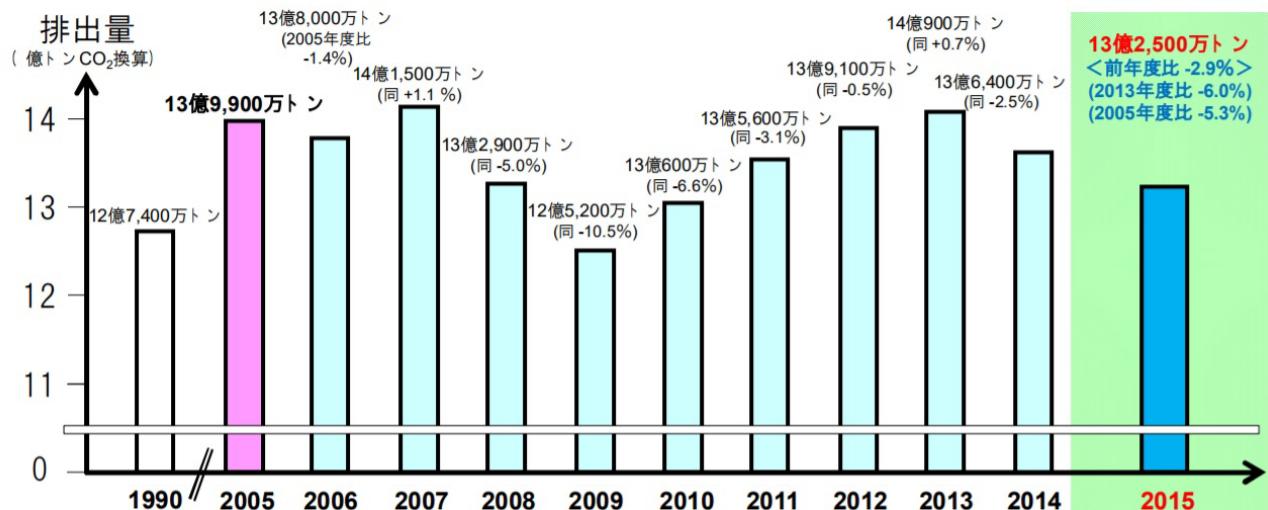


図3-9-1 岡山県(岡山市)における年平均気温の推移

2 全国の温室効果ガスの排出量の推移

「2015 年度（平成 27 年度）の温室効果ガス排出量（確報値）について」（環境省）によると、図 3-9-2 に示すように、2008 年度（平成 20 年度）後半に起きた金融危機による景気後退の影響があったものの、2010 年度以降からは景気が回復し、増加に転じています。2014 年度からは、ゆるやかな減少傾向にあり、その理由として省エネ、冷夏などによる電力消費量の減少、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入拡大が挙げられます。

- 2015年度（確報値）の総排出量は13億2,500万トン（前年度比-2.9%、2013年度比-6.0%、2005年度比-5.3%）
- 前年度／2013年度と比べて排出量が減少した要因としては、電力消費量の減少（省エネ、冷夏・暖冬等）や電力の排出原単位の改善（再生可能エネルギーの導入拡大や原発の再稼働等）に伴う電力由来のCO₂排出量の減少により、エネルギー起源のCO₂排出量が減少したことなどが挙げられる。
- 2005年度と比べて排出量が減少した要因としては、オゾン層破壊物質からの代替に伴い、冷媒分野においてハイドロフルオロカーボン類（HFCs）の排出量が増加した一方で、産業部門や運輸部門におけるエネルギー起源のCO₂排出量が減少したことなどが挙げられる。



注1 「確報値」とは、我が国の温室効果ガスの排出・吸収目録として気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「条約」という。）事務局に正式に提出する値という意味である。今後、各種統計データの年報値の修正、算定方法の見直し等により、今回とりまとめた確報値が再計算される場合がある。

注2 今回とりまとめた排出量は、より正確に算定できるよう一部の算定方法について更なる見直しを行ったこと、2015年度速報値（2016年12月6日公表）の算定以降に利用可能となった各種統計等の年報値に基づき排出量の再計算を行ったことにより、2015年度速報値との間で差異が生じている。

注3 各年度の排出量及び過年度からの増減割合（「2005年度比」等）には、京都議定書に基づく吸収源活動による吸収量は加味していない。

図 3-9-2 全国の温室効果ガス排出量の推移

第10節 環境の課題

各環境の現状、アンケート調査の結果、環境審議会での意見から、今後の取り組みが必要と考えられる課題は以下のとおりです。

1 大気環境

大気環境はほぼ良好な状態を保っていますが、光化学オキシダントは環境基準を超過しています。今後も注意深く監視し続けるとともに、近隣自治体と連携した広域的な対策が必要です。

2 水環境

水環境はおおむね良好な状態を保っていますが、海域のA類型に指定されている地点では環境基準をやや超過しており、近隣自治体と連携した広域的な対策が必要です。また、概ね良好な水質を維持するため、情報発信等の意識啓発活動や合併浄化槽の普及、下水道への接続の促進等も求められます。

3 騒音・振動

一般国道2号沿道における騒音と新幹線鉄道騒音・振動が環境基準値を超過しており、騒音・振動の低減に向けて必要な対策を講じる必要があります。

4 野外焼却（野焼き）

アンケート調査の結果と環境審議会での意見から、野焼きによる問題の重要性が認識されました。啓発活動を強化する等の対策が必要です。

5 ごみと資源化

平成24年度以降、本市のリサイクル率は岡山県の平均を下回っており、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）の3Rを推進していく必要があります。

6 希少な動植物の保護・保全

本市には希少な動植物が数多く生息していますが、それらは絶えず生息地の維持管理作業等を行わないと市域から絶滅してしまうおそれがあります。

7 鳥獣による被害

鳥獣による農林水産業への被害を防ぐため、駆除や防護柵の設置等の取り組みが行われていますが、未だに被害が発生し続けています。有害な鳥獣の個体数を人為的にコントロールする、新たな防護方法を検討する等、永続的に被害を防止するための対策を行う必要があります。

8 不法投棄対策

アンケート調査の結果と環境審議会での意見から、不法投棄対策の重要性が認識されました。不法投棄をさせないための監視、及び通報体制の強化や廃棄物を投棄されないように土地の管理を継続的に行う必要があります。

9 モラルの問題

環境審議会での意見から、ゴミのポイ捨て等、モラルの重要性が認識されました。啓発活動の強化や環境美化活動の促進等の対策が必要です。

